

# 福岡県公報

平成19年3月30日

第2659号

増刊 ③

## 目次

告示(第729号-第730号)

- 平成18年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算 (財政課) ..... 1
- 平成19年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算 (財政課) ..... 70

## 告示

福岡県告示第729号

平成18年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成19年2月第19回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成18年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成18年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,032,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,529,791,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加及び変更は、「第4表繰越明許費補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	526,927,046	15,418,709	542,345,755
	1 県 民 税	122,158,096	4,478,130	126,636,226
	2 事 業 税	156,110,686	12,022,811	168,133,497
	3 地 方 消 費 税	90,540,370	511,538	91,051,908
	4 不 動 産 取 得 税	19,478,647	1,092,786	20,571,433
	5 県 た ば こ 税	11,645,792	△ 210,857	11,434,935
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,376,425	△ 104,474	1,271,951
	7 自 動 車 税	66,644,771	△ 1,455,198	65,189,573
	8 鉦 区 税	7,332	△ 318	7,014
	9 自 動 車 取 得 税	16,174,653	△ 154,645	16,020,008
	10 軽 油 引 取 税	42,336,885	△ 726,249	41,610,636
	11 狩 猟 税	49,731	603	50,334

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	402,552	△ 87,101	315,451
	13 旧法による税	1,106	432	1,538
	14 固定資産税		51,251	51,251
2 地方消費税清算金		97,234,542	313,148	97,547,690
	1 地方消費税清算金	97,234,542	313,148	97,547,690
4 地方特例交付金		3,071,333	△ 571,479	2,499,854
	1 地方特例交付金	3,071,333	△ 571,479	2,499,854
5 地方交付税		268,992,770	3,584,720	272,577,490
	1 地方交付税	268,992,770	3,584,720	272,577,490
7 分担金及び負担金		10,688,446	22,304	10,710,750
	1 分担金	774,005	35,891	809,896
	2 負担金	9,914,441	△ 13,587	9,900,854
8 使用料及び手数料		18,127,131	△ 83,392	18,043,739
	1 使用料	9,383,986	64,889	9,448,875

	2 手 数 料	8,743,145	△ 148,281	8,594,864
9 国 庫 支 出 金		185,089,537	△ 2,556,650	182,532,887
	1 国 庫 負 担 金	99,900,657	△ 2,448,233	97,452,424
	2 国 庫 補 助 金	83,085,796	98,197	83,183,993
	3 委 託 金	2,103,084	△ 206,614	1,896,470
10 財 産 収 入		6,118,009	13,432	6,131,441
	1 財 産 運 用 収 入	3,605,342	13,024	3,618,366
	2 財 産 売 払 収 入	2,512,667	408	2,513,075
12 繰 入 金		26,470,395	△ 5,591,893	20,878,502
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,886,584	25,967	4,912,551
	2 基 金 繰 入 金	21,583,811	△ 5,617,860	15,965,951
14 諸 収 入		105,344,340	△ 2,046,164	103,298,176
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,544,630	425,986	1,970,616
	2 県 預 金 利 子	14,394	108,499	122,893
	4 貸付金元利収入	81,907,130	△ 778,873	81,128,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 受託事業収入	3,579,884	△ 1,062,250	2,517,634
	6 収益事業収入	7,565,422	83,960	7,649,382
	7 利子割精算金収入	119,400	△ 35,944	83,456
	8 雑収入	7,213,456	△ 787,542	6,425,914
15 県債		178,588,000	6,529,800	185,117,800
	1 県債	178,588,000	6,529,800	185,117,800
歳入合計		<b>1,514,759,365</b>	<b>15,032,535</b>	<b>1,529,791,900</b>

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,800,206	1,219	2,801,425
	1 議会費	2,800,206	1,219	2,801,425
2 総務費		60,975,978	1,751,817	62,727,795
	1 総務管理費	26,094,113	2,032,425	28,126,538

	2 企 画 費	11,940,785	△ 266,564	11,674,221
	3 徴 税 費	14,653,183	134,665	14,787,848
	4 市 町 村 振 興 費	4,625,728	△ 93,888	4,531,840
	5 選 挙 費	953,215	△ 7,536	945,679
	6 防 災 費	965,983	△ 7,808	958,175
	7 統 計 調 査 費	1,060,837	△ 48,241	1,012,596
	8 人 事 委 員 会 費	276,855	5,028	281,883
	9 監 査 委 員 費	405,279	3,736	409,015
3 保 健 福 祉 費		240,273,331	9,619,354	249,892,685
	1 保 健 福 祉 管 理 費	56,074,155	4,289,333	60,363,488
	2 高 齡 者 福 祉 費	40,547,731	3,368,462	43,916,193
	3 児 童 家 庭 費	26,447,867	△ 1,042,569	25,405,298
	4 障 害 者 福 祉 費	19,181,938	2,577,539	21,759,477
	5 健 康 対 策 費	9,638,275	170,105	9,808,380
	6 生 活 衛 生 費	1,039,789	△ 30,484	1,009,305

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 医 薬 費	2,360,920	△ 149,893	2,211,027
	8 監 査 保 護 費	35,703,674	394,183	36,097,857
	9 社 会 福 祉 費	49,278,982	42,678	49,321,660
4 環 境 費		4,706,932	△ 395,004	4,311,928
	1 環 境 費	4,706,932	△ 395,004	4,311,928
5 生 活 労 働 費		8,553,223	244,433	8,797,656
	1 県 民 生 活 費	2,944,679	△ 49,215	2,895,464
	2 労 政 費	1,809,804	201,538	2,011,342
	3 職 業 訓 練 費	3,088,929	△ 327,416	2,761,513
	4 失 業 対 策 費	269,713	417,747	687,460
	6 労 働 委 員 会 費	282,687	1,779	284,466
6 農 林 水 産 業 費		76,233,213	△ 4,215,710	72,017,503
	1 農 業 費	16,752,197	△ 2,146,910	14,605,287
	2 畜 産 業 費	2,028,889	△ 118,118	1,910,771

	3 農 地 費	33,089,557	△ 829,839	32,259,718
	4 林 業 費	13,855,510	△ 484,738	13,370,772
	5 水 産 業 費	10,507,060	△ 636,105	9,870,955
7 商 工 費		76,386,036	△ 89,249	76,296,787
	1 商 業 費	69,388,006	△ 16,104	69,371,902
	2 工 鉱 業 費	6,672,014	△ 67,385	6,604,629
	3 観 光 費	326,016	△ 5,760	320,256
8 土 木 費		170,368,368	6,008,813	176,377,181
	1 土 木 管 理 費	14,825,334	131,205	14,956,539
	2 道 路 橋 り よ う 費	73,902,668	6,574,151	80,476,819
	3 河 川 海 岸 費	42,424,332	837,207	43,261,539
	4 港 湾 費	4,848,150	△ 753,681	4,094,469
	5 都 市 計 画 費	22,470,585	△ 509,701	21,960,884
	6 住 宅 費	10,320,265	△ 243,617	10,076,648
	7 河川総合開発等事業費	1,577,034	△ 26,751	1,550,283

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9	警察費	132,349,533	△ 115,663	132,233,870
	1 警察管理費	128,717,039	△ 8,230	128,708,809
	2 警察活動費	3,632,494	△ 107,433	3,525,061
10	教育費	399,244,477	1,090,674	400,335,151
	1 教育総務費	29,105,601	2,496,392	31,601,993
	2 小学校費	141,812,105	470,557	142,282,662
	3 中学校費	81,865,387	103,909	81,969,296
	4 高等学校費	72,386,037	△ 823,196	71,562,841
	5 特殊学校費	26,929,010	△ 433,602	26,495,408
	6 社会教育費	4,155,417	△ 155,799	3,999,618
	7 保健体育費	1,433,977	△ 8,125	1,425,852
	8 大学費	8,399,185	△ 39,443	8,359,742
	9 私立学校費	33,157,758	△ 520,019	32,637,739
11	災害復旧費	3,957,286	△ 1,651,881	2,305,405

	1 農林水産施設災害復旧費	1,150,677	△ 125,630	1,025,047
	2 土木施設災害復旧費	2,389,939	△ 1,305,583	1,084,356
	3 教育施設災害復旧費	93,517	△ 4,827	88,690
	4 鉦害復旧費	323,153	△ 215,841	107,312
12 公債費		168,110,613	469,646	168,580,259
	1 公債費	168,110,613	469,646	168,580,259
13 諸支出金		170,600,169	2,314,086	172,914,255
	1 利子割交付金等	168,200,169	2,314,086	170,514,255
歳出合計		<b>1,514,759,365</b>	<b>15,032,535</b>	<b>1,529,791,900</b>

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度	額
県 代 行 林 道 開 設 費	平成19年度		50,000千円
県 営 林 道 開 設 費	平成19年度		54,000千円
漁 場 環 境 改 善 事 業 費	平成19年度		30,000千円
漁 港 修 築 事 業 費	平成19年度		70,000千円
広 域 河 川 改 修 費	平成19年度		15,000千円
有 明 高 潮 対 策 事 業 費	平成19年度		15,000千円
地 す べ り 対 策 事 業 費	平成19年度		214,000千円
海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成19年度		61,000千円
港 湾 海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成19年度		105,000千円
平 成 1 8 年 災 害 土 木 費	平成19年度		44,279千円
都 市 公 園 施 設 費	平成19年度		50,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	134,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成18年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	119,800	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成18年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	831,000				872,900			
保健福祉施設整備事業費	3,760,000				2,988,100			
生活労働施設整備事業費	88,700				86,900			
農林水産施設整備事業費	765,000				732,100			
農地事業費	4,474,800				4,469,200			
林道事業費	1,723,600				1,715,400			
治山事業費	2,517,000				2,481,600			
水産事業費	1,472,500				1,317,700			
河川事業費	13,806,000				13,309,200			
砂防事業費	3,619,600				3,464,400			
海岸事業費	459,000				540,200			
港湾事業費	990,000	936,000						

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	2,436,300				2,484,500			
道路事業費	36,805,200				37,365,600			
鉄道整備事業負担金	10,007,000				10,091,900			
直轄事業負担金	13,162,000				18,686,800			
公営住宅建設事業費	3,374,000				3,414,300			
警察施設整備事業費	1,780,000				1,755,300			
教育施設整備事業費	13,073,000				13,376,400			
災害復旧事業費	976,300				560,300			
鉱害復旧事業費	77,000				25,500			
産炭地域開発就労 事業費	98,000				84,200			
退職手当	5,300,000				7,600,000			
住民税等減税補てん	5,155,000				4,993,900			
臨時財政対策	46,644,000				46,586,600			
<b>計</b>	<b>178,588,000</b>				<b>185,117,800</b>			

第4表 繰越明許費補正  
追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	2 企 画 費	地 域 情 報 化 推 進 費	51,986
		北 部 福 岡 緊 急 連 絡 管 事 業 費	100,710
3 保 健 福 祉 費	1 保 健 福 祉 管 理 費	県 立 病 院 改 革 特 別 対 策 事 業 費	1,450,000
	4 障 害 者 福 祉 費	知 的 障 害 者 福 祉 施 設 整 備 費	147,220
5 生 活 労 働 費	5 炭 鉱 離 職 者 対 策 費	産 炭 地 労 働 者 福 祉 施 設 運 営 費	38,514
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	米 麦 大 豆 振 興 対 策 費	131,920
	2 畜 産 業 費	畜 産 振 興 総 合 対 策 費	72,909
	3 農 地 費	土 地 基 盤 整 備 事 業 費	1,873
		基 幹 水 利 施 設 補 修 事 業 費	10,100
		広 域 農 業 用 水 適 正 管 理 対 策 事 業 費	38,380
		県 営 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 費	13,736
県 営 排 水 対 策 特 別 事 業 費	3,030		

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		県営畑地かんがい施設改良事業費	15,251
		農業水利施設保全対策事業費	2,020
		新農業水利システム保全対策事業費	63,630
		広域営農団地農道整備事業費	333,300
		農業集落排水事業費	25,686
		県営農村活性化住環境整備事業費	46,965
		県営農村総合整備事業費	367,640
		団体営農村総合整備事業費	3,550
		県営水環境整備事業費	104,400
		団体営ため池等整備事業費	43,995
		湛水防除事業費	167,862
		クリーク防災機能保全対策事業費	114,534
	4 林業費	県営林道開設費	80,000
		森林整備林道事業費	103,060

		県単林道事業費	6,033
		ふるさと林道緊急整備事業費	100,100
		治山事業費	1,094,613
		災害関連緊急治山等事業費	40,474
	5 水産業費	漁港修築事業費	609,695
		漁港海岸保全事業費	3,000
		漁港環境整備事業費	111,150
		漁港漁村活性化対策事業費	14,350
8 土木費	1 土木管理費	新幹線整備促進費	1,800,000
		2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費
	道路特別補修費	1,020	
	交通安全施設維持費	8,950	
	道路災害防除費	356,290	
	交通安全対策費	43,430	

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		道路改築費	899,258
		橋りょう補修費	103,980
		橋りょう架換費	110,595
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	89,357
		河川維持管理費	15,000
		堰堤改良費	214,402
		都市基盤河川改修費補助金	969,300
		河川改修費	69,070
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	29,780
		砂防事業費	39,460
		海岸高潮対策事業費	256,310
		海岸保全施設補修事業費	19,275
	4 港湾費	港湾事業事務費	5,450
		港湾改修事業費	92,050

		港湾環境整備事業費	196,990
		港湾既存施設有効活用促進事業費	47,175
	5 都市計画費	都市計画事業事務費	25,034
		土地区画整理関連事業費	8,100
		住宅宅地関連土地区画整理事業費	84,564
		土地区画整理緊急地方道路整備事業費	159,986
		街路事業費	532,390
		街路関連道路整備事業費	547,092
		公園関連事業費	97,407
	6 住宅費	炭住整備促進事業費補助金	3,343
		公営住宅ストック総合改善事業費	42,660
10 教育費	4 高等学校費	老朽校舎改築費	445,736
		施設充実費	238,159
		校地整備費	5,763
		高等学校再編整備費	435,407

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	5	特殊学校費	35,071
	6	社会教育費	26,467
	8	大学費	53,405
11	1	農林水産施設 災害復旧費	7,739
		漁港災害復旧費	13,300
	2	土木施設災害復旧事務費	3,015
		平成18年災害土木費	199,968
	3	教育施設災害復旧費	20,000
	4	鉱害復旧費	10,224

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6	農林水産業 3 農地費	県営かんがい排水事業費	109,080	県営かんがい排水事業費	275,730
		担い手育成基盤整備事業費	101,000	担い手育成基盤整備事業費	597,718

		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	52,520	県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	335,487
		農地環境整備事業費	18,180	農地環境整備事業費	71,104
		県営ため池等整備事業費	123,220	県営ため池等整備事業費	773,354
	4 林業費	県代行林道開設費	172,100	県代行林道開設費	320,200
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路交通安全施設整備費	57,000	道路交通安全施設整備費	819,215
		道路改良費	610,000	道路改良費	3,712,903
		第一種改良費	127,000	第一種改良費	330,980
		緊急地方道路整備事業費	727,000	緊急地方道路整備事業費	5,895,454
	3 河川海岸費	広域河川改修費	138,000	広域河川改修費	940,680
		都市河川改修費	177,000	都市河川改修費	1,001,090
		有明高潮対策事業費	46,000	有明高潮対策事業費	174,300
		住宅宅地関連河川改修費	80,000	住宅宅地関連河川改修費	665,340
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	363,000	河川激甚災害対策特別緊急事業費	2,348,400
		床上浸水対策特別緊急事業費	211,000	床上浸水対策特別緊急事業費	1,166,050
		河川災害復旧等関連緊急事業費	70,000	河川災害復旧等関連緊急事業費	1,218,000

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		河川総合流域防災事業費	37,000	河川総合流域防災事業費	323,240
		通常砂防事業費	13,000	通常砂防事業費	737,559
		地すべり対策事業費	101,000	地すべり対策事業費	490,138
		急傾斜地崩壊対策事業費	16,000	急傾斜地崩壊対策事業費	181,980
		砂防激甚災害対策特別緊急事業費	40,000	砂防激甚災害対策特別緊急事業費	196,755
		砂防総合流域防災事業費	93,000	砂防総合流域防災事業費	603,486
	4 港湾費	港湾局部改良事業費	110,000	港湾局部改良事業費	141,000
	5 都市計画費	街路緊急地方道路整備事業費	448,500	街路緊急地方道路整備事業費	2,813,999
		都市公園施設費	230,000	都市公園施設費	510,221
	6 住宅費	公営住宅建設費	56,000	公営住宅建設費	816,370

## 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

## （総 則）

第1条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度福岡県工業用地造成事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 造成事業収益	430千円	617,625千円	618,055千円
第2項 営業収益	0千円	600,951千円	600,951千円
第3項 特別利益	0千円	16,674千円	16,674千円
	支		
第1項 営業費用	49,440千円	917,364千円	966,804千円
第1款 造成事業費	49,465千円	917,364千円	966,829千円

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県財政調整基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,107 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		21,535	18,107	39,642
	1 財 産 運 用 収 入	21,535	18,107	39,642
歳 入 合 計		<b>21,535</b>	<b>18,107</b>	<b>39,642</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積 立 金		21,535	18,107	39,642
	1 積 立 金	21,535	18,107	39,642
歳 出 合 計		<b>21,535</b>	<b>18,107</b>	<b>39,642</b>

平成18年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,989,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		182,577,522	492,100	183,069,622
	1 一般会計繰入金	168,060,941	492,100	168,553,041
歳入合計		<b>279,497,522</b>	<b>492,100</b>	<b>279,989,622</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		279,497,522	492,100	279,989,622
	1 公債費	279,497,522	492,100	279,989,622
歳出合計		<b>279,497,522</b>	<b>492,100</b>	<b>279,989,622</b>

平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,798 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,209 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		198,006	△ 30,832	167,174
	1 諸 収 入	198,006	△ 30,832	167,174
2 繰 越 金		1	34	35
	1 繰 越 金	1	34	35
歳 入 合 計		<b>198,007</b>	△ <b>30,798</b>	<b>167,209</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		197,706	△ 30,798	166,908
	1 一 般 会 計 繰 出 金	197,706	△ 30,798	166,908
歳 出 合 計		<b>198,007</b>	△ <b>30,798</b>	<b>167,209</b>

平成18年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		14,373	△ 698	13,675
	1 財産運用収入	14,373	△ 698	13,675
2 繰入金			33,576	33,576
	1 一般会計繰入金		33,576	33,576
歳入合計		<b>14,373</b>	<b>32,878</b>	<b>47,251</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		14,373	32,878	47,251
	1 基金積立金	14,373	32,878	47,251
歳出合計		<b>14,373</b>	<b>32,878</b>	<b>47,251</b>

平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,136 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 533,079 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		33,466	△ 31,708	1,758
	1 一 般 会 計 繰 入 金	33,466	△ 31,708	1,758
2 繰 越 金		154,118	126,570	280,688
	1 繰 越 金	154,118	126,570	280,688
3 諸 収 入		249,147	1,486	250,633
	1 諸 収 入	249,147	1,486	250,633
4 県 債		54,212	△ 54,212	0
	1 県 債	54,212	△ 54,212	0
歳 入 合 計		<b>490,943</b>	<b>42,136</b>	<b>533,079</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金助成事業費		490,943	42,136	533,079
	1 農業改良資金助成事業費	490,943	42,136	533,079
歳 出	合 計	<b>490,943</b>	<b>42,136</b>	<b>533,079</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付事業費	54,212	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	0			

平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428,029千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,313,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		82,674	△ 9,099	73,575
	1 一般会計繰入金	82,674	△ 9,099	73,575
2 諸収入		2,056,121	△ 168,930	1,887,191
	1 雑入	2,056,121	△ 168,930	1,887,191
3 繰越金		1,602,311	△ 250,000	1,352,311
	1 繰越金	1,602,311	△ 250,000	1,352,311
<b>歳入合計</b>		<b>3,741,106</b>	<b>△ 428,029</b>	<b>3,313,077</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		1,689,350	△ 259,099	1,430,251
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	1,689,350	△ 259,099	1,430,251

2 公 債 費		2,051,756	△ 168,930	1,882,826
	1 公 債 費	2,051,756	△ 168,930	1,882,826
歳 出	合 計	<b>3,741,106</b>	△ <b>428,029</b>	<b>3,313,077</b>

平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,726 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		50,238	△ 12,726	37,512
	1 財産運用収入	50,238	△ 12,726	37,512
歳入合計		<b>50,238</b>	△ <b>12,726</b>	<b>37,512</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		50,238	△ 12,726	37,512
	1 積立金	50,238	△ 12,726	37,512
歳出合計		<b>50,238</b>	△ <b>12,726</b>	<b>37,512</b>

## 平成18年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,945,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## （継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

## （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費収入		3,118,860	△ 7,555	3,111,305
	2 繰 入 金	268,860	△ 7,555	261,305
2 那珂川開発事業費収入		7,566,045	208,802	7,774,847
	1 国 庫 補 助 金	1,903,954	83,000	1,986,954
	2 分 担 金 及 び 負 担 金	3,285,910	116,883	3,402,793
	3 繰 入 金	549,181	△ 11,041	538,140
	4 県 債	1,712,000	76,200	1,788,200
	5 諸 収 入	115,000	△ 56,240	58,760
3 祓川開発事業費収入		2,067,474	△ 8,454	2,059,020
	2 分 担 金 及 び 負 担 金	554,083	△ 2,266	551,817
	3 繰 入 金	729,177	△ 6,188	722,989
歳 入 合 計		<b>12,752,379</b>	<b>192,793</b>	<b>12,945,172</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費		3,118,860	△ 7,555	3,111,305
	1 巨瀬川開発事業費	3,118,860	△ 7,555	3,111,305
2 那珂川開発事業費		7,566,045	208,802	7,774,847
	1 那珂川開発事業費	7,566,045	208,802	7,774,847
3 祓川開発事業費		2,067,474	△ 8,454	2,059,020
	1 祓川開発事業費	2,067,474	△ 8,454	2,059,020
歳 出 合 計		<b>12,752,379</b>	<b>192,793</b>	<b>12,945,172</b>

第2表 継続費補正  
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	37,000,827	51	100,000	36,993,272	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
				61	125,779		61	125,779
				62	153,815		62	153,815

				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				15	2,802,842		15	2,802,842
				16	2,916,082		16	2,916,082
				17	3,115,179		17	3,115,179
				18	3,118,860		18	3,111,305
				19	4,000,000		19	4,000,000
				20	1,110,000		20	1,110,000
				21	3,162,593		21	3,162,593
2 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	109,558,392	63	150,000	109,470,236	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587

				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,566,045		18	7,774,847
				19	11,900,000		19	11,900,000
				20	11,300,000		20	11,300,000
				21	8,800,000		21	8,800,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	738,129		29	441,171
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	70,158,865	2	156,221	70,150,411	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917

				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,067,474		18	2,059,020
				19	4,800,000		19	4,800,000
				20	4,500,000		20	4,500,000
				21	5,600,000		21	5,600,000
				22	7,200,000		22	7,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				23	8,400,000		23	8,400,000
				24	8,900,000		24	8,900,000
				25	7,400,000		25	7,400,000
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	684,070		29	684,070

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	1,712,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	1,788,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
<b>計</b>	<b>3,433,000</b>				<b>3,509,200</b>			

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,506 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,241,454 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		430,520	6,441	436,961
	1 使 用 料	430,520	6,441	436,961
2 繰 入 金		2,087,112	△ 286,967	1,800,145
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,112	△ 1,967	8,145
	2 基 金 繰 入 金	2,077,000	△ 285,000	1,792,000
3 県 債		2,695,900	191,400	2,887,300
	1 県 債	2,695,900	191,400	2,887,300
5 諸 収 入		37,374	75,620	112,994
	2 雑 入	37,373	75,620	112,993
歳 入 合 計		<b>5,254,960</b>	△ <b>13,506</b>	<b>5,241,454</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県運 営 埠 頭 施 設 整 備 費		823,109	△ 2,452	820,657
	1 県運 営 埠 頭 施 設 整 備 費	823,109	△ 2,452	820,657
2 公 債 費		4,431,851	△ 11,054	4,420,797
	1 公 債 費	4,431,851	△ 11,054	4,420,797
歳 出 合 計		<b>5,254,960</b>	△ <b>13,506</b>	<b>5,241,454</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	1,885,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,077,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設整備運営事業費	1 県営埠頭施設整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	201,100
		三池港荷役機械等整備事業費	34,150

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174,954千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,212,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,463,316	△ 13,367	9,449,949
	1 分担金及び負担金	4,223,946	△ 1,478	4,222,468
	3 繰入金	440,917	△ 33,170	407,747
	5 諸収入	29,388	21,281	50,669
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,252,237	△ 16,287	3,235,950
	1 分担金及び負担金	1,501,885	△ 5,710	1,496,175
	3 繰入金	436,808	△ 21,573	415,235
	4 県債	361,000	△ 3,100	357,900
	5 諸収入	19,468	14,096	33,564
3 宝満川流域下水道 事業費収入		2,282,613	△ 11,025	2,271,588
	1 分担金及び負担金	703,321	△ 3,335	699,986
	3 繰入金	85,779	△ 10,946	74,833

	5 諸 収 入	383,751		3,256	387,007
4 宝満川上流流域下水道 事業費収入		417,689	△	17,888	399,801
	1 分担金及び負担金	216,623	△	7,964	208,659
	3 繰 入 金	99,480	△	22,928	76,552
	4 県 債	47,500		10,000	57,500
	5 諸 収 入	4,150		3,004	7,154
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		3,269,620	△	49,190	3,220,430
	1 分担金及び負担金	772,551	△	17,671	754,880
	2 国庫補助金	1,768,500	△	7,000	1,761,500
	3 繰 入 金	181,397	△	18,652	162,745
	4 県 債	539,000	△	11,300	527,700
	5 諸 収 入	7,505		5,433	12,938
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		2,789,413	△	8,712	2,780,701
	3 繰 入 金	290,858	△	13,819	277,039
	5 諸 収 入	118,582		5,107	123,689

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 矢部川流域下水道 事業費収入		2,299,534	△ 26,632	2,272,902
	1 分担金及び負担金	533,662	△ 7,744	525,918
	3 繰入金	306,161	△ 18,888	287,273
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		2,876,460	△ 29,217	2,847,243
	1 分担金及び負担金	597,853	△ 10,345	587,508
	3 繰入金	222,741	△ 8,572	214,169
	4 県債	543,000	△ 10,300	532,700
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		736,470	△ 2,636	733,834
	1 分担金及び負担金	189,735	△ 1,318	188,417
	3 繰入金	11,735	△ 1,318	10,417
歳入合計		<b>27,387,352</b>	△ <b>174,954</b>	<b>27,212,398</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,463,316	△ 13,367	9,449,949
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,463,316	△ 13,367	9,449,949
2 多々良川流域下水道費		3,252,237	△ 16,287	3,235,950
	1 多々良川流域下水道費	3,252,237	△ 16,287	3,235,950
3 宝満川流域下水道費		2,282,613	△ 11,025	2,271,588
	1 宝満川流域下水道費	2,282,613	△ 11,025	2,271,588
4 宝満川上流流域下水道費		417,689	△ 17,888	399,801
	1 宝満川上流流域下水道費	417,689	△ 17,888	399,801
5 筑後川中流右岸流域下水道費		3,269,620	△ 49,190	3,220,430
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	3,269,620	△ 49,190	3,220,430
6 遠賀川下流流域下水道費		2,789,413	△ 8,712	2,780,701
	1 遠賀川下流流域下水道費	2,789,413	△ 8,712	2,780,701
7 矢部川流域下水道費		2,299,534	△ 26,632	2,272,902

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 矢部川流域下水道費	2,299,534	△ 26,632	2,272,902
8 遠賀川中流流域下水道費		2,876,460	△ 29,217	2,847,243
	1 遠賀川中流流域下水道費	2,876,460	△ 29,217	2,847,243
9 明星寺川雨水流域下水道費		736,470	△ 2,636	733,834
	1 明星寺川雨水流域下水道費	736,470	△ 2,636	733,834
歳出	合計	<b>27,387,352</b>	△ <b>174,954</b>	<b>27,212,398</b>

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	3,654,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	3,639,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正  
追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1	御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	272,500
2	多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	46,920
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	382,400
7	矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	463,400
8	遠賀川中流流域 下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	900,040
9	明星寺川雨水流域 下水道事業費	明星寺川雨水流域下水道建設費	219,900

## 変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3	宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	54,240	宝満川流域下水道建設費	205,770
5	筑後川中流 右岸流域 下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	95,388	筑後川中流右岸流域下水道建設費	487,028

## 平成18年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,188,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		6,801,542	288,921	7,090,463
	3 繰越金	147,401	288,921	436,322
2 県営住宅敷金管理費収入		96,068	1,870	97,938
	1 繰越金	1	12,612	12,613
	2 諸収入	96,067	△ 10,742	85,325
歳入合計		<b>6,897,610</b>	<b>290,791</b>	<b>7,188,401</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費		6,712,830	64,294	6,777,124
	1 県営住宅管理費	6,712,830	64,294	6,777,124
2 県営住宅敷金管理費		84,780	1,996	86,776

	1 県営住宅敷金管理費	84,780	1,996	86,776
3 予 備 費		100,000	224,501	324,501
	1 予 備 費	100,000	224,501	324,501
歳 出 合 計		<b>6,897,610</b>	<b>290,791</b>	<b>7,188,401</b>

---

**福岡県告示第730号**

平成19年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算は、平成19年2月第19回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成19年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県一般会計暫定予算

平成19年度福岡県の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 519,361,795 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		145,380,305
	1 県 民 税	25,808,039
	2 事 業 税	42,716,358
	3 地 方 消 費 税	36,009,921
	4 不 動 産 取 得 税	2,444,786
	5 県 た ば こ 税	1,522,077
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	217,448
	7 自 動 車 税	29,626,415
	8 鉦 区 税	3,681
	9 自 動 車 取 得 税	2,618,635
	10 軽 油 引 取 税	4,265,545
	11 狩 猟 税	1

(単位：千円)

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	147,275
	13 旧法による税	124
2 地方消費税清算金		25,495,104
	1 地方消費税清算金	25,495,104
3 地方譲与税		1,182,012
	1 地方道路譲与税	1,109,657
	2 石油ガス譲与税	72,355
4 地方特例交付金		1,321,615
	1 地方特例交付金	1,321,615
5 地方交付税		127,633,664
	1 地方交付税	127,633,664
6 交通安全対策特別交付金		918,980
	1 交通安全対策特別交付金	918,980
7 分担金及び負担金		4,623,618

	1 分 担 金	670,949
	2 負 担 金	3,952,669
8 使用料及び手数料		7,108,809
	1 使 用 料	3,743,292
	2 手 数 料	3,365,517
9 国 庫 支 出 金		78,909,918
	1 国 庫 負 担 金	32,638,133
	2 国 庫 補 助 金	43,331,669
	3 委 託 金	2,940,116
10 財 産 収 入		2,124,293
	1 財 産 運 用 収 入	1,910,765
	2 財 産 売 払 収 入	213,528
11 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
12 繰 入 金		804,189

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	109,664
	2 基金繰入金	694,525
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		75,514,086
	1 延滞金、加算金及び過料等	509,385
	2 県預金利子	49,736
	3 公営企業貸付金元利収入	2,400,024
	4 貸付金元利収入	63,034,866
	5 受託事業収入	4,495,180
	6 収益事業収入	1,512,434
	7 利子割精算金収入	4,939
	8 雑収入	3,507,522
15 県債		48,345,200

	1 県 債	48,345,200
歳 入 合 計		519,361,795

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,041,514
	1 議 会 費	1,041,514
2 総 務 費		26,103,827
	1 総 務 管 理 費	10,172,317
	2 企 画 費	5,562,177
	3 徴 税 費	5,422,988
	4 市 町 村 振 興 費	305,996
	5 選 挙 費	3,491,126
	6 防 災 費	459,786
	7 統 計 調 査 費	420,459

(単位：千円)

款	項	金額
	8 人事委員会費	108,837
	9 監査委員費	160,141
3 保健福祉費		74,617,143
	1 保健福祉管理費	19,696,336
	2 高齢者福祉費	15,519,050
	3 児童家庭費	8,837,408
	4 障害者福祉費	8,849,863
	5 健康対策費	3,581,309
	6 生活衛生費	642,225
	7 医薬費	1,067,173
	8 監査保護費	12,157,648
	9 社会福祉費	4,266,131
4 環境費		1,437,036
	1 環境費	1,437,036

5 生活労働費		4,165,379
	1 県民生活費	1,832,766
	2 労政費	959,660
	3 職業訓練費	1,155,701
	4 失業対策費	118,492
	5 労働委員会費	98,760
6 農林水産業費		35,036,439
	1 農業費	4,924,818
	2 畜産業費	771,415
	3 農地費	15,106,498
	4 林業費	6,918,929
	5 水産業費	7,314,779
7 商工費		62,412,182
	1 商業費	59,521,086
	2 工鉦業費	2,773,898

(単位：千円)

款	項	金額
	3 観 光 費	117,198
8 土 木 費		82,660,951
	1 土 木 管 理 費	6,313,802
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,547,439
	3 河 川 海 岸 費	21,164,374
	4 港 湾 費	2,082,469
	5 都 市 計 画 費	11,392,837
	6 住 宅 費	6,359,388
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	800,642
9 警 察 費		46,265,916
	1 警 察 管 理 費	44,232,647
	2 警 察 活 動 費	2,033,269
10 教 育 費		140,800,689
	1 教 育 総 務 費	5,117,847

	2 小 学 校 費	50,206,926
	3 中 学 校 費	29,199,240
	4 高 等 学 校 費	28,696,013
	5 特 殊 学 校 費	9,814,620
	6 社 会 教 育 費	1,715,238
	7 保 健 体 育 費	844,997
	8 大 学 費	1,539,852
	9 私 立 学 校 費	13,665,956
11 災 害 復 旧 費		496,066
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	138,397
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	357,669
12 公 債 費		5,181,323
	1 公 債 費	5,181,323
13 諸 支 出 金		39,043,330
	1 利 子 割 交 付 金 等	36,643,330

(単位：千円)

款	項	金額
	2 公 営 企 業 貸 付 金	2,400,000
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		519,361,795

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	1,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県火災共済協同組合の支払資金融資に対する損失補償	平成19年度から平成24年度まで	250,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	1,009,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
中小企業無担保融資推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成19年度から平成30年度まで	352,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成20年度から平成40年度まで	116,454千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 1,000,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成20年度から平成30年度まで	4,175千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 55,000千円
特定農産加工業体質強化資金利子補給	平成20年度から平成30年度まで	2,002千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 66,000千円
中山間地域活性化資金利子補給	平成20年度から平成35年度まで	3,016千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農業経営体育成資金利子補給	平成20年度から平成45年度まで	21,836千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 900,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成20年度から平成35年度まで	11,852千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 125,000千円
農業災害対策資金利子補給	平成20年度から平成23年度まで	1,684千円 ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 100,000千円

事 項	期 間	限 度	額
農業災害対策資金損失補償	平成19年度から 平成27年度まで		1,000千円
農地保有合理化促進特別事業損失補償	平成19年度から 平成25年度まで		679,938千円
漁業近代化資金利子補給	平成20年度から 平成35年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 665,000千円	44,740千円
漁業経営安定資金利子補給	平成20年度から 平成23年度まで	ただし、平成19年度利子補給対象融資限度額 4,300千円	86千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成19年度から 平成39年度まで	建設資金借入金3,792,000千円	
道路交通安全施設整備費	平成20年度		190,000千円
道路改良費	平成20年度から 平成22年度まで		3,540,000千円
緊急地方道路整備事業費	平成20年度		257,000千円
都市基盤河川改修費補助金	平成20年度から 平成21年度まで		378,500千円
街路緊急地方道路整備事業費	平成20年度		620,000千円
公営住宅建設費	平成20年度		601,720千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	30,100	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
保健福祉施設整備事業費	900,500			
自然公園整備事業費	3,100			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
農林水産施設整備事業費	547,800			
農地事業費	2,439,000			
林道事業費	843,500			
治山事業費	1,520,000			
水産事業費	942,900			
河川事業費	7,329,600			
砂防事業費	2,073,500			
海岸事業費	334,600			
港湾事業費	547,500			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡北九州高速道路公社 出資	2,389,500			
都市計画事業費	1,125,000			
道路事業費	15,194,200			
鉄道整備事業負担金	3,882,500			
公営住宅建設事業費	2,303,600			
警察施設整備事業費	1,298,100			
教育施設整備事業費	4,512,200			
災害復旧事業費	98,900			
計	<b>48,345,200</b>			

## 平成19年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算

平成19年度福岡県財政調整基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,426 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,426
	1 財 産 運 用 収 入	21,426
歳 入 合 計		<b>21,426</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		21,426
	1 積 立 金	21,426
歳 出 合 計		<b>21,426</b>

## 平成19年度福岡県公債管理特別会計暫定予算

平成19年度福岡県公債管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,150,167千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,150,167
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,150,167
歳 入 合 計		<b>5,150,167</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		5,150,167
	1 公 債 費	5,150,167
歳 出 合 計		<b>5,150,167</b>

平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ705,741千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		164,779
	1 諸 収 入	164,779
2 繰 入 金		10,681
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,681
3 繰 越 金		530,281
	1 繰 越 金	530,281
歳 入 合 計		705,741

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費		705,741
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費	705,741

歳 出 合 計

705,741

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算

平成19年度福岡県災害救助基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,839 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		8,839
	1 財 産 運 用 収 入	8,839
歳 入 合 計		<b>8,839</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		8,839
	1 基 金 積 立 金	8,839
歳 出 合 計		<b>8,839</b>

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,717千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,851
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,851
2 繰 越 金		116,666
	1 繰 越 金	116,666
3 諸 収 入		10,946
	1 諸 収 入	10,946
4 県 債		11,254
	1 県 債	11,254
歳 入 合 計		147,717

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金助成事業費		147,717
	1 農業改良資金助成事業費	147,717
歳 出 合 計		147,717

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	11,254	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

## 平成19年度福岡県営林造成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県営林造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,065千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		2,601
	1 国庫補助金	2,601
3 財産収入		1,767
	1 財産売却収入	1,767
4 繰入金		56,919
	1 一般会計繰入金	56,919
5 繰越金		
6 諸収入		1,641
	1 雑入	1,641
7 県債		10,100

	1 県 債	10,100
歳 入 合 計		73,065

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		73,065
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	73,065
歳 出 合 計		73,065

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造成事業費</p>	<p>10,100</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。                      証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。                      発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。                      証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。                      起債時期は平成19年度とする。                      ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。                      ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。                      この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。                      償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,160千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		160
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160
2 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
歳 入 合 計		<b>50,160</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		50,160
	1 林業改善資金助成事業費	50,160
歳 出 合 計		<b>50,160</b>

平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,634千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		134
	1 一 般 会 計 繰 入 金	134
2 繰 越 金		84,501
	1 繰 越 金	84,501
3 諸 収 入		116,999
	1 諸 収 入	116,999
歳 入 合 計		<b>201,634</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		201,634
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	201,634

歳 出 合 計

201,634

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 645,387 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,586
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,586
2 諸 収 入		333,096
	1 雑 入	333,096
3 繰 越 金		304,705
	1 繰 越 金	304,705
歳 入 合 計		<b>645,387</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		312,625
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	312,625

2 公 債 費		332,762
	1 公 債 費	332,762
歳 出 合 計		<b>645,387</b>

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,131 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		25,131
	1 財 産 運 用 収 入	25,131
歳 入 合 計		25,131

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		25,131
	1 積 立 金	25,131
歳 出 合 計		25,131

## 平成19年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県河川開発事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,053,954 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨瀬川開発事業費収入		2,974,743
	1 国庫補助金	1,465,733
	2 繰入金	189,910
	3 県債	1,319,100
2 那珂川開発事業費収入		9,096,992
	1 国庫補助金	2,437,520
	2 分担金及び負担金	3,874,754
	3 繰入金	280,318
	4 県債	2,193,700
	5 諸収入	310,700
3 祓川開発事業費収入		3,982,219
	1 国庫補助金	1,366,688

	2 分 担 金 及 び 負 担 金	1,067,234
	3 繰 入 金	318,397
	4 県 債	1,229,900
<b>歳 入 合 計</b>		<b>16,053,954</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 巨 瀬 川 開 発 事 業 費		2,974,743
	1 巨 瀬 川 開 発 事 業 費	2,974,743
2 那 珂 川 開 発 事 業 費		9,096,992
	1 那 珂 川 開 発 事 業 費	9,096,992
3 祓 川 開 発 事 業 費		3,982,219
	1 祓 川 開 発 事 業 費	3,982,219
<b>歳 出 合 計</b>		<b>16,053,954</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	1,319,100	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
那珂川開発事業費	2,193,700			
祓川開発事業費	1,229,900			
計	4,742,700			

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,720千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		17,048
	1 使用料	17,048
2 繰入金		5,669
	1 一般会計繰入金	5,669
3 県債		305,000
	1 県債	305,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000
6 財産収入		1

	1 財 産 運 用 収 入	
	2 財 産 売 払 収 入	1
<b>歳 入 合 計</b>		<b>335,720</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		320,669
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	320,669
2 公 債 費		15,051
	1 公 債 費	15,051
<b>歳 出 合 計</b>		<b>335,720</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	305,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,597,066 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		7,045,945
	1 分担金及び負担金	4,149,592
	2 国庫補助金	1,263,500
	3 繰入金	11,309
	4 県債	428,100
	5 諸収入	318
	6 使用料	504
	7 繰越金	1,192,622
2 多々良川流域下水道 事業費収入		2,377,614
	1 分担金及び負担金	1,595,654
	2 国庫補助金	602,800
	3 繰入金	20,438

	4 県 債	158,300
	5 諸 収 入	180
	6 使 用 料	242
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		1,093,877
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	534,080
	2 国 庫 補 助 金	98,000
	3 繰 入 金	1,829
	4 県 債	32,500
	5 諸 収 入	427,422
	6 使 用 料	46
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		247,912
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	216,811
	2 国 庫 補 助 金	7,000
	3 繰 入 金	10,044
	4 県 債	

(単位：千円)

款	項	金額
	5 諸 収 入	14,057
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		2,683,978
	1 分担金及び負担金	740,107
	2 国庫補助金	1,490,500
	3 繰入金	14,887
	4 県債	404,200
	5 諸 収 入	86
	6 使用料	4
	7 繰越金	34,194
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,557,966
	1 分担金及び負担金	702,310
	2 国庫補助金	476,400
	3 繰入金	58,122
	4 県債	273,100

	5 諸 収 入	48,034
7 矢部川流域下水道入 事 業 費 収 入		2,115,915
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	507,243
	2 国 庫 補 助 金	962,500
	3 繰 入 金	146,926
	4 県 債	391,700
	5 諸 収 入	107,546
8 遠賀川中流域下水道入 事 業 費 収 入		1,164,729
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	292,935
	2 国 庫 補 助 金	451,750
	3 繰 入 金	111,762
	4 県 債	225,800
	5 諸 収 入	82,482
9 明星寺川雨水流域下水道入 事 業 費 収 入		309,130
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	81,876

(単位：千円)

款	項	金額
	2 国庫補助金	145,250
	3 繰入金	9,404
	4 県債	72,600
歳入合計		18,597,066

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		7,045,945
	1 御笠川那珂川流域下水道費	7,045,945
2 多々良川流域下水道費		2,377,614
	1 多々良川流域下水道費	2,377,614
3 宝満川流域下水道費		1,093,877
	1 宝満川流域下水道費	1,093,877
4 宝満川上流流域下水道費		247,912

	1 宝満川上流流域下水道費 業	247,912
5 筑後川中流右岸流域下水道費 事		2,683,978
	1 筑後川中流右岸流域下水道費 業	2,683,978
6 遠賀川下流流域下水道費 事		1,557,966
	1 遠賀川下流流域下水道費 業	1,557,966
7 矢部川流域下水道費 事		2,115,915
	1 矢部川流域下水道費 業	2,115,915
8 遠賀川中流流域下水道費 事		1,164,729
	1 遠賀川中流流域下水道費 業	1,164,729
9 明星寺川雨水流域下水道費 事		309,130
	1 明星寺川雨水流域下水道費 業	309,130
<b>歳 出 合 計</b>		<b>18,597,066</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
多々良川流域下水道建設費	平成20年度		585,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成20年度		541,500千円
矢部川流域下水道建設費	平成20年度から 平成21年度まで		1,674,000千円

## 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,986,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成19年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算

平成19年度福岡県住宅管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,980,148千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		2,944,097
	1 使 用 料	2,717,560
	2 国 庫 補 助 金	1
	3 繰 越 金	134,113
	4 諸 収 入	92,422
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		36,051
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	36,050
歳 入 合 計		<b>2,980,148</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		2,951,298
	1 県 営 住 宅 管 理 費	2,951,298
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		28,850
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	28,850
歳 出 合 計		<b>2,980,148</b>

## 平成19年度福岡県病院事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |       |          |      |           |
|---------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数     | (精神病床 | 300 床)   |      |           |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 31,842 人 | 外来患者 | 10,989 人) |
| (3) 一日平均患者数   | (入院患者 | 261 人    | 外来患者 | 111 人)    |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,044,082 千円
第1項 医業収益		570,731 千円
第2項 医業外収益		243,745 千円
第3項 特別利益		229,606 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,613,710 千円
第1項 医業費用	988,470 千円
第2項 医業外費用	0 千円
第3項 特別損失	1,625,240 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	350,375 千円
第1項 固定資産売却代金	350,375 千円

支 出

第1款 資本的支出	0 千円
-----------	------

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費
第1項 医業費用
第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	32,821 千円
(2) 交際費	12 千円

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,921 千円である。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県電気事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県電気事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 24,345,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		169,628 千円
第1項 営業収益		167,670 千円
第2項 財務収益		1,330 千円
第3項 事業外収益		628 千円
	支	出
第1款 電気事業費		131,863 千円
第1項 営業費用		131,820 千円

## 第2項 事業外費用

43 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

53,894 千円

(2) 交際費

114 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300 千円と定める。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成19年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数           52事業所
- (2) 総給水量           40,175,550立方メートル
- (3) 一日平均給水量       110,070立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		543,425 千円
第1項 営業収益		541,876 千円
第2項 営業外収益		1,549 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		390,327 千円

第1項 営業費用 378,224 千円

第2項 営業外費用 12,103 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,826千円は過年度分損益勘定留保資金26,826千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0 千円

支 出

第1款 資本的支出 26,826 千円

第1項 建設改良費 26,826 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,607 千円

(2) 交際費 76 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、2,300千円と定める。

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成19年度福岡県工業用地造成事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 白石地区臨海工業用地造成事業	土地造成	365,000平方メートル
(2) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	土地造成	222,000平方メートル
(3) 磯光内陸部工業用地造成事業	土地造成	258,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 造成事業収益			418 千円
第1項 営業外収益			418 千円
	支	出	
第1款 造成事業費			134,296 千円
第1項 営業費用			134,272 千円

第2項 営業外費用 24 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 33,752 千円は繰越利益剰余金処分額 33,752 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,074,115 千円

第1項 工業用地造成事業収入 15 千円

第2項 企業債 674,100 千円

第3項 他会計借入金 2,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 3,107,867 千円

第1項 造成事業費 707,867 千円

第2項 他会計借入金償還金 2,400,000 千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	674,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成19年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、41,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 37,540 千円
- (2) 交際費 240 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
1 処分する資産	土 地	臨海工業用地 京都郡苅田町大字与原字白石	平方メートル 322,000	売 払 い

平成19年2月21日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

発行 福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社  
福岡市博多区東比恵二丁目九番二号  
チユリエツ

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)